

1. FIT 電気買取のうち、小売買取・送配電 (JEPX 売電) ・送配電 (特定卸) それぞれの割合はいくらか。

(回 答)

1. FIT 制度上、原則、2016 年度以前の認定案件は小売買取であり、2017 年度以降の認定案件は送配電買取となっている。ただし小売買取を行っていた認定案件が送配電買取に移行することは認められています。
2. また、送配電買取のうち、特定卸供給を利用している再エネ発電事業者は小売電気事業者との合意の下、送配電事業者と個別に契約を締結しています。
3. それぞれの買取契約や特定卸供給契約の内容は再エネ発電事業者と買取義務者の間での個別の契約に基づく取引であり、お尋ねの割合については経済産業省として網羅的に把握しておりません。

2. 22 年度の市場価格平均を 20 円/kWh とした場合、差額返納見込額はいくらか。(図の B)

3. 差額返納見込み額のうち、FIT 特定卸供給を利用する小売電気事業者の支払金額はいくらか。(図の C)

(回 答)

1. 認定発電設備は電源種や認定年度によって買取価格が異なり、発電量も天候や設備トラブルによって変動します。また、FIT 特定卸供給は個別の契約に基づく取引のため、ご指摘の交付金額や差額を見込むことは困難です。

4. 回避可能費用は、前年度の市場価格実績（全国平均）をもとに計算される。その仮定と実際の市場価格が異なった場合、どのように精算しているか。（2020年度、2021年度の実績）

（回 答）

1. 再エネ発電設備の導入量や市場価格の見込みとの差分については、その後の納付金単価算定に織り込まれます。

5. 差額返納となった場合、その一部は、特定卸供給によりFIT電気を調達する小売電気事業者、すなわちその消費者が負担する。これは非合理的ではないか。

（回 答）

1. FIT再エネ電気は、国民負担に支えられ設置された設備から発電されたものです。そのため、FIT制度により発生した収益は、広く国民に還元されることとしています。

6. 差額返納となった場合、その一部は、特定卸供給により FIT 電気を調達する小売電気事業者、すなわちその消費者が負担する。これは非合理的ではないか。

(回 答)

1. 連系線の容量には限りがあるため、上限に達した場合、市場分断を行い、エリアごとに市場価格を算出する仕組みとなっているが、価格は、当該エリアの電源構成、季節や需給の状況によって変わるため、特定のエリアが一概に高い、安いということではない。
2. また、市場分断を低減するため、地域間連系線の整備等を進めている。